

議案第17号

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

守口市国民健康保険条例（昭和34年守口市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条から第5条まで 略 (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 2 略 第7条から第17条まで 略 (低所得者の保険料の減額) 第18条 略 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに	第1条から第5条まで 略 (出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>488,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。 2 略 第7条から第17条まで 略 (低所得者の保険料の減額) 第18条 略 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに

他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に520,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課

他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に290,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者
アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課

期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ 略 2 から 4 まで 略 以下 略	期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。) 現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ 略 2 から 4 まで 略 以下 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(出産育児一時金の額の改正に伴う適用区分)
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
(基礎賦課額の減額の対象となる所得基準の改正に伴う適用区分)
- 3 改正後の第18条第1項第2号及び第3号の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。